

肥料価格高騰に対する支援のごあんない

肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様に**肥料費上昇分の一部**を支援します。



支援の対象となる肥料

令和4年6月から**令和4年10月**に購入した**本年の秋肥**として使用する肥料が対象です。

農業経営に使用する肥料が対象となり、家庭菜園等で利用する肥料は対象外となります。

(国による支援は、令和4年11月以降の購入肥料も対象です)

国と県の支援の内容

国と県で合わせて、前年度から増加した肥料費の**7割**を支援金として交付します。

$$\text{支援金} = \left[\text{当年の肥料費} - \text{※前年の肥料費} \right] \times 0.7$$

※前年の肥料費 = 当年の肥料費 ÷ 価格上昇率〔統計データを基に決定〕

申請方法

JAで購入した肥料の申請については、JAにお問い合わせください。取組実施者(農業者をとりまとめ申請する者)が、肥料販売店の場合、**県農業再生協議会**(県農業経営課)に、その他農業者グループの場合、**町農業再生協議会**(町農林課)に申請してください。

〔 5戸以上の農業者で組織するグループで申請してください。
(グループの規約や振込口座等が必要になります。) 〕

申請に必要なもの

次の6つがあれば申請できます。

- ① 申請書
- ② 参加農業者名簿
- ③ 化学肥料低減計画書
(2つ以上取り組みを行いチェックシートで申告していただきます。)
- ④ 注文票(予約している場合。令和4年6月～10月に注文の購入価格がわかるもの。)
- ⑤ 領収書または請求書(支払い義務が生じていることを証明する書類でも可)
※購入日、購入者、購入商品名、購入数量が明記されたもの
- ⑥ 振込口座(申請する組織名義の口座を持つ必要があります)

スケジュール

1回目の県協議会への申請締め切りを令和4年10月20日としています。

第1回目に申請された場合は、令和4年12月末を目途に支払い予定です。

第2回目の申請は、令和5年2月頃の予定です。
その場合の支払いは、令和5年3月になります。

お問合せ先

佐賀県農林水産部農業経営課 (連絡先 0952-25-7120)
吉野ヶ里町農業再生協議会 (連絡先 0952-37-0347)
JAさが三神エリア神埼営農経済センター 各事業所